

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	感染症対策事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、感染症対策事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	感染症に関する事務
②事務の概要	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)に基づき、結核患者の療養支援や医療の費用負担を行うとともに、患者の家族、接触者に対する健康診断を実施し、早期発見・早期治療につなげることで、結核のまん延防止に努めている。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①法第19条又は20条の入院の勧告又は措置等に関する事務。 ②法第37条若しくは37条の2の費用負担の申請の受理、審査等に関する事務。 ③法42条の療養費に関する事務。 ④患者の登録に関する事務。 ⑤他の法律による医療給付との調整に関する事務。
③システムの名称	1 結核公費負担システム 2 結核事務システム 3 結核登録者情報システム(国のシステム) 4 中間サーバー 5 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
結核医療費受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(別表105)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東大阪市健康部保健所感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市長公室広報広聴室市政情報相談課 TEL06-4309-3123
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒578-0941 大阪府東大阪市岩田町四丁目3番22-300号 東大阪市健康部感染症対策課 TEL072-960-3805
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]
	＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
		東大阪市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(別表第二の97の項)	・番号法第19条第8号(別表第二の97の項)	事前	番号利用法の改正に伴い19条7号を8号に修正
令和5年10月1日	I. 5. 評価実施機関における担当部署①部署	東大阪市健康部保健所母子保健・感染症課	東大阪市健康部保健所感染症対策課	事前	令和5年10月1日付組織機構再編に伴い、部署名を修正
令和5年10月1日	I. 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	母子保健・感染症課長	感染症対策課長	事前	令和5年10月1日付組織機構再編に伴い、所属長の役職名を修正
令和5年10月1日	I. 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	東大阪市健康部母子保健・感染症課	東大阪市健康部保健所感染症対策課	事前	令和5年10月1日付組織機構再編に伴い、問合せ先を修正
令和7年1月30日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	(別表第一の70の項)	(別表105)	事後	番号法の改正による修正
令和7年1月30日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号(別表第二の97の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第49条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	事後	番号法の改正による修正
令和7年1月30日	II. 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか	2) 1,000人以上1万人未満	1) 1,000人未満	事後	
令和7年1月30日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	評価対象の事務の対象人数の変更に伴う変更
令和7年1月30日	IV リスク対策 6.人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		十分である	事後	様式改正に伴う項目の追加